

いわゆる非常勤裁判官制度の創設について

(法曹制度検討会における共同説明・骨子)

平成14年9月10日

1 制度創設についての合意

- ・ 最高裁と日弁連は、平成14年8月23日、民事調停事件及び家事調停事件の分野においていわゆる非常勤裁判官制度を導入することについて、別紙の内容の新しい制度の創設に向けて協力することを合意。

2 創設を目指す制度の目的(別紙1項関係)

- ・ 弁護士から常勤裁判官への任官(いわゆる弁護士任官)を促進するための環境を整備するとともに、併せて調停手続をより一層充実・活性化すること。

3 創設を目指す新しい制度の骨格(別紙2項関係)

(1) 担当職務等

- ・ 民事調停法及び家事審判法を改正することにより、弁護士が、民事調停事件及び家事調停事件に関し、非常勤の形態で、調停主任又は家事審判官たる裁判官と同等の立場で調停手続を主宰することができる制度を創設。
- ・ 具体的には、調停手続を主宰するほか、民事調停法17条所定の決定、家事審判法23条及び24条所定の審判も担当。
- ・ なお、協議の過程で、双方の協議員において以下の点についても意見が一致。
 - ア 民事調停に関しては、簡裁のほか、地裁の民事調停についても担当職務とすること。
 - イ 家事調停については、一般調停事件のほか、乙類調停事件についても担当職務とすること。
 - ウ 担当する事件は、法律実務家としての知識・経験を活かすことができるものとする。なお、非常勤という勤務形態に適合した事件が配てられるように配慮すること。

エ なお、調停以外の分野への導入については、昨年12月の弁護士任官等に関する協議の取りまとめにあるとおり、今後最高裁において研究し、協議すること。

(2) 身分関係等

- ・ この制度の担い手については、制度創設の目的にかんがみ、5年以上の経験を有する弁護士のうちから、最高裁判所が任命。
- ・ なお、協議の過程で、任期について、2年とし、再任を妨げないが、制度創設の目的にかんがみ、多数の弁護士が経験できるような運用を基本とすることで、双方の協議員において意見が一致。
- ・ また、身分関係については、基本的には、裁判所職員臨時措置法により準用される国家公務員法の規定が適用されることになるが、調停手続の主宰者としての職務内容を踏まえ、法令上独自の規定を設定。
- ・ なお、協議の過程で、具体的には、以下の点について独自の規定を設けることを検討することで、双方の協議員において意見が一致。
 - ア 独立して職権を行使する旨を明確にすること。
 - イ 除斥等について裁判官の場合と同様の扱いにすること。
 - ウ 政治活動の制限について、裁判官の場合と同様に積極的に政治運動をしてはならない旨を明らかにすること。
- エ その地位の重要性にかんがみ、一定の事由に該当する場合を除いてはその意に反して解任されることがない旨の身分保障をすること。

4 制度化の時期（別紙3項関係）

- ・ 本協議の結果を踏まえ、平成15年通常国会への法律案の提出を目指して、司法制度改革推進本部に協力しつつ、制度化に向けた準備を進める。
- ・ なお、協議の過程で、双方の協議員において、平成15年度中にも実施できるように努めることで意見が一致。

(別紙)

いわゆる非常勤裁判官制度の創設について
(弁護士任官等に関する協議会の協議の取りまとめ)

平成14年8月23日
最 高 裁 判 所
日 本 弁 護 士 連 合 会

最高裁判所と日本弁護士連合会は、平成13年12月7日の弁護士任官等に関する協議の取りまとめ及び平成14年4月16日の司法制度改革推進本部の第3回法曹制度検討会における協議結果を受けて、民事調停事件及び家事調停事件の分野においていわゆる非常勤裁判官制度を導入することについて協議した結果、以下の内容の新しい制度の創設に向けて協力することを合意した。

1 創設を目指す制度の目的

裁判官の給源の多様化・多元化を図り、21世紀の我が国における司法を担う質の高い裁判官を安定的に確保するため、弁護士からの裁判官任官を大幅に拡大することが極めて重要である。また、それとともに、司法制度をより利用しやすく、わかりやすく、頼りがいのあるものとする必要がある。

そこで、当面民事調停事件及び家事調停事件の分野に、弁護士が非常勤の形態で調停主任又は家事審判官たる裁判官と同等の立場で調停手続を主宰する制度(いわゆる非常勤裁判官制度)を創設することにより、弁護士から常勤裁判官への任官(いわゆる弁護士任官)を促進するための環境を整備するとともに、併せて調停手続をより一層充実・活性化することを目的とする。

2 創設を目指す新しい制度の骨格

(1) 担当職務等

民事調停法及び家事審判法を改正することにより、弁護士が、民事調停事件

及び家事調停事件に関し、非常勤の形態で、調停主任又は家事審判官たる裁判官と同等の立場で調停手続を主宰することができる制度とする。

具体的には、調停手続を主宰するほか、民事調停法 17 条所定の決定、家事審判法 23 条及び 24 条所定の審判も担当することができる制度とする。

(2) 身分関係等

この制度の担い手については、制度創設の目的にかんがみ、5 年以上の経験を有する弁護士のうちから、最高裁判所が任命する制度とする。

身分関係については、基本的には、裁判所に属する者として、裁判所職員臨時措置法により準用される国家公務員法の規定が適用されることになるが、調停手続の主宰者としての職務内容を踏まえ、職権行使の独立性等について法令上独自の規定を設ける。

3 制度化の時期

本協議の結果を踏まえ、平成 15 年通常国会への法律案の提出を目指して、司法制度改革推進本部に協力しつつ、制度化に向けた準備を進める。